

次に地域コミュニティの活性化について。

新居浜市では、令和3年3月に策定した新居浜市地域コミュニティ基本指針に基づき、持続可能な暮らしを実現するため、地域課題の解決に向けた取組を進める地域運営組織の設立を進めるとし、2年間の準備を経て、令和5年3月にモデル校区であった2つの校区、宮西校区及び中萩校区において新しい地域運営組織が設立され、活動を始めたとのことです。

地域運営組織の取組状況は、現在どのような状況でしょうか、お聞かせください。

また、地域コミュニティ課が発行し、にはま地域運営組織の取組を紹介している地域づくりだよりでは、現在創刊号から第3号まで発行されておりますが、第3号で、今年9月24日に開催された令和6年度第1回新居浜市地域コミュニティ再生検討委員会の報告が記載されておりました。その中で、地域コミュニティアドバイザーの愛媛大学社会共創学部准教授の笠松氏の発言を拝見いたしました。発言の内容は、人々の価値観や生活のスタイルが多様化し、社会が多様化していることから、自治会や地域運営組織も社会の多様性への対応を考えなければミスマッチが起こる可能性がある。地域コミュニティづくりでは、住民の意思がそこにあることが重要であるという内容でした。この発言から、私が思い出したのは、令和3年に新居浜市が地域運営組織をコミュニティ再生の手法として取り組むためにモデル校区を募集したところ、5つの校区が手を挙げました。2つの校区で始めたばかりの持続可能な暮らしを実現するための施策が、事情があって2つが今1つになってます。さきの審査で外れた3つの校区に参加の打診をしたのかと思ったのですが、一切していません。

今後の地域運営組織の方向性、活動目標と、併せてなぜなのか、お聞かせください。

次に、さきの9月議会の質問項目と重なりますが、時間切れで答弁を聞いていないことをお聞きいたします。

2024年6月19日に地方自治法の改正が国会で可決され、その大部分がこの9月に施行されました。この改正については、各種報道でも賛否が分かれ、いろいろな問題点が指摘されておりますが、私はこの中で今回の改正の3つの柱のうちの3番目、地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項について、さきの議会質問で御答弁いただけなかったもので、再度お聞きいたします。

地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する新居浜市の現在の取組と今後の目標についてお聞かせください。例えば、公民連携についての取組が、公共私連携の推進とより踏み込んだ言葉で表面に出ていると思います。今回の改正で出現した指定地域共同活動団体制度の創設とは、どのような仕組みと理解すればよろしいのでしょうか。

また、将来の地域コミュニティ

のありようをどのように想像すればよいのでしょうか、御所見をお聞かせください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。長井市民環境部長。

○市民環境部長（長井秀旗）（登壇） 地域コミュニティーの活性化についてお答えいたします。

まず、協議会型地域運営組織についてでございます。

現在の地域運営組織の取組状況につきましては、宮西校区では、今年度は活動2年目となり、地域のまちづくり計画に沿って、子供の居場所づくり、独居高齢者への見守り活動、防犯防災事業など様々な事業を実施いただいております。新たな人材の掘り起こしや自己財源の確保等の問題はあるものの、地域の各種団体が連携、協力しながら、地域自らが策定した10年間のまちづくり計画に基づき、地域の創意工夫によって主体的にまちづくりに取り組まれていることは、モデル事業の成果として一定の評価ができるものと考えております。

新しい仕組みであります地域運営組織が、モデル地区で設立されてからまだ1年間の活動実績でございますことから、中長期的な視点においても成果検証を行い、事業の進捗等を検討していく必要があると考えております。

また、新たなモデル校区募集から活動成果を検証していくには、一定の期間を要することなどから、新たなモデル校区を増やしていく考えは、現時点ではありませんが、引き続き宮西校区まちづくり協議会の活動状況等について、成果や課題を整理、分析しつつ、地域の皆様と協議を行いながら、今後の地域運営組織の方向性や活動目標を定め、持続可能な地域コミュニティーの活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2024年地方自治法改正についてでございます。

まず、地域の多様な主体の連携及び協働の推進における市の現状の取組と今後の目標につきましては、多様で豊かなコミュニティーづくりを実現するため、本市が持つ地域の力が発揮できる環境を整え、市民と行政が協働して、地域の中で支え合い、助け合う、時代に即したコミュニティーを構築していくための共通の指針として、令和3年に地域コミュニティ基本指針を策定し、自治会、地域運営組織及び町全体のコミュニティーそれぞれにおいて各種の事業を展開しております。人口減少や地域力の低下が進展する中、持続可能な暮らしの実現のためには、従来の組織の枠を超えて、地域内の様々な分野の団体がより連携、協力し、共通の目的の下、地域の課題解決や住みやすい地域をつくるための仕組みづくりの構築が今後の地域コミュニティーの再生に向けての目標であると考えております。

次に、地方自治法改正による指定地域共同活動団体制度の創設につきましては、市町村の判断により、生活サービスの提供に資する活動を、地域の多様な主体と連携して行う団

体について、指定地域共同活動団体として指定し、その活動を支援する制度であり、この制度創設により、住民の福祉の増進が、効率的かつ効果的に図られると認めるときは、団体への事務委託の随意契約や行政財産の貸付けが可能になり、また関連する活動との調整が図られるなど、地域の多様な主体による活動がより一層活性化され、行政では十分に対応し切れない地域特有の課題解決につながる取組が促進されるものと考えております。

なお、今回の法改正への対応につきましては、まずは地域の実情や関連団体の活動状況等を踏まえ、制度活用の効果、必要性、適用範囲、課題等を十分に調査研究をしていきたいと考えております。

次に、将来の地域コミュニティの在り方につきましては、人口減少、少子高齢化など様々な課題が深刻化し、人材や財源といった地域の資源が限られている状況が明らかになってきており、地域社会を取り巻く環境が一層厳しくなる中、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、自治と分権、すなわち地域のことは地域で決める、地域が主体的に取り組むことを念頭に、支え合い、助け合うコミュニティづくりがこれから目指すべき将来の地域コミュニティの在り方であると考えております。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） 笠松アドバイザーの発言というのは、みんなにやらせてみて、やれるところがやれたらいいじゃないですかという意味なんですよ。こんな全部決めて、地域の特質があるのに、全部マニュアルを作ってから始めるんじゃないと思います。12月8日の愛媛新聞に、藤目愛大名誉教授の記事が出ておりました。平成の大合併20年のシリーズの最新号ですが、地方分権、これは自治体内の分権も重要だというレポートです。読まれた方多いと思いますが、私が語るよりも再度読んでいただいたら、今回の最後の議論の意味合いがもう少し御理解いただけるかと思います。あわせて、お金のかけ方が違います、モデル校区への。（ブザー鳴る）